

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

開催日時

令和3年6月16日（水）午後2時開議

開催場所

第1委員会室

会議に付した案件

行政区再編協議

- (1) 各会派からの質問事項及び追加資料に対する当局の対応について
- (2) 今後の協議の進め方について
- (3) たたき台6案の比較検討について

14:00

行政区再編協議

◎結論

各会派からの質問事項及び追加要求資料について当局から説明があり、委員からの質疑の後、対応を了承することとしました。

また、今後の協議の進め方については、委員長から確実にスケジュールを進めていくため、認定項目を定めることの提案があり、委員の了承を得ました。

さらに、決定した認定項目に従い、「③地域自治」について協議を進めたところ、区協議会や地域協議会に対して議論が及び、2層、3層といった組織構造について次回協議を図ることとし、続いて協議した「①地域拠点」については、認定を判断する項目に基づき継続して協議することとなりました。

◎発言内容

(1) 各会派からの質問事項及び追加資料に対する当局の対応について

○高林修委員長 それでは、協議事項に移りたいと思います。

本日の協議につきましては、当局案として出されている区再編における市民サービス、住民自治の基本的な考え方についての継続協議になります。

各会派からの質問事項及び追加資料についての回答を当局へ依頼してありましたので、資料の説明をお願いいたします。これは事前に委員の皆様には配付してありますので、よろしく申し上げます。

○区再編推進事業本部長 お手元に配付の資料は、表紙に記載の資料に対する質問事項、追加要求資料と、別紙1から9及び参考資料です。

別紙の参考資料は、該当のペーパーの右上にその旨記載しております。A4横ホチキス止めのもの、こちらが資料に対する質問事項、追加要求資料になります。表の項目ですが、左から順にナンバー、資料名、項目、内容となっております。ここまですが前回、本特別委員会からいただいた質問事項や追加要求資料の内容を転記しております。なお、資料名欄は、前回の特別委員会提出資料に対応しております。そして、内容欄の右側からが回答欄、担当課欄で、当局側で整理したものになります。項目によって別紙

も御参照いただきます。

それでは、ナンバーに沿って主なものの御説明をいたします。

1、質問事項、自由民主党浜松のナンバー1、組織についてでございます。まず、行政センターの組織ですが、区役所の課相当の出先組織という想定でございます。別紙1をお願いいたします。右上に四角囲みで別紙1と記載してあるものです。なお、この四角囲みの下に括弧書きで各会派からいただいた質問事項等のナンバーを記載していますが、これは、この別紙がここに記載の質問ナンバーや追加資料に対応する資料であることを示しています。別紙2以降も同様の記載をしていますので、参考にさせていただければと思います。この別紙1は、区役所・行政センター・区役所支所での主な取扱い業務をお示ししております。左側、現行の区役所業務として、分野、業務名、業務の詳細を記載してあります。分野は市民生活から保健、選挙までの記載でございます。中ほど、現状というところでは、現在、区役所と第1種協働センターで何をしているかというところでございます。黒丸は実施しているということ、全ての区役所や第1種協働センターではないところに関しては、実施している区役所を記載してございます。右側、再編後になります。区役所・行政センター・支所の3つの拠点について、どのようなサービスを提供するかというものをお示ししており、黒丸、あるいは引き続き限定的な区役所でやる場合はその場所の記載ということをお示ししているものでございます。行政センターにつきましては、現在の区役所業務と同じ市民サービスを引き続き提供する想定でございますので、現状の区役所欄と再編後の行政センター欄は同じ記載になっているものでございます。

それでは、資料に対する質問事項、追加要求資料にお戻りください。

ナンバー1の2ポツ目、現場の見解は反映されているかでございますが、回答欄のとおり、各部局の意見を反映しています。なお、前回の特別委員会の資料3で「検討中」としていた消防の署所等の配置は、現行体制を継続いたします。

ナンバー2、職員数とナンバー3、削減職員数です。区役所、行政センター等の職員数、積算根拠ですが、別紙2をお願いします。職員数の試算の考え方です。1の管理職員は、再編後の組織数に見合った数で整理しています。例えば、区長の場合、7区から2区になれば削減数は5人ということになります。2の管理職以外についてです。①に記載のとおり、まず、各区役所の削減人工数を算出した上で、②に記載のとおり、統合される区役所の職員数から削減人工数を引いて求めた人工数を統合先の区役所の職員数に足して再編後の職員数としています。削減人工数は、課ごとの事務分担表を基に、別紙2の下に削減率の考え方という表がありますが、この表の考え方欄で分類した業務について、それぞれ削減率を当てはめ、算出しています。

別紙3をお願いします。再編後の職員数の試算についてで、先ほどの考え方に基づき6つの案ごとに試算したもので、一番右端のR2との比較欄が削減職員数になります。資料に対する質問事項、追加要求資料にお戻りください。

ナンバー4の地域固有事務でございます。別紙4をお願いします。地域固有事務についてでございます。現在第1種協働センターで地域固有事務を取り扱っているということでございます。具体的には、2、区出先機関再構築の基本方針というものを平成23年にまとめておりますが、ここで今ある第1種協働センター、(1)舞阪協働センター、(2)引佐と三ヶ日協働センター、おめくりいただいて(3)春野、佐久間、水窪、龍山協働センターということで、各協働センターごとにここにお示しの表の業務が地域固有事務ということで整理をしているものでございます。防災業務であるとか地域の特色、伝統を生かした行事等への支援という地域の固有事業支援というようなものが地域固有事務になります。

資料に対する質問事項、追加要求資料にお戻りください。

ナンバー５の協働センターの地域づくり機能強化ですが、こちらは回答欄に記載のとおり、協働センターにコミュニティ担当の正規職員を１人増員するというものでございます。

次のナンバー７、土木整備事務所ですが、こちらの回答欄をお願いいたします。事務所の数及び所管区域は原則として区に合わせるということ、２区案の場合は、現行の中区を中心とする区に関し、所管する面積が広大となるため２つの事務所を設置するというものでございます。事務所の位置は、原則として現在の事務所や出先グループの設置場所を生かして設置するということですが、近年の風水害災害の発生状況を勘案し、災害時への対応に見合った事務所の配置としております。土木整備事務所の業務は大きく３つ、①整備、②維持修繕、③管理でございます。なお、出先グループに関しては、維持修繕と管理業務を行うという想定でございます。

次のナンバー８、区協議会と地域協議会でございます。まず、１ポツ目、３区案・４区案の場合、区協議会を設置し、附属機関の地域協議会を設置しないとしているその理由でございます。回答欄をお願いいたします。浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針において、同目的の機関は設置できないということで、同様の協議会につきましては併存させないという考え方でこのような提案をいたしました。

２ポツ目、２区案の場合、区協議会を設置せず、旧７区単位で附属機関の地域協議会の設置としているが、その理由でございます。２区案の場合は１つの区が広大な地域になるということから、旧７区単位で地域協議会を設置するという提案をしたものでございます。

３ポツ目、３区案・４区案を一体的に捉えているが、その考え方はということでございますが、３区案、４区案に関してたまたま同じ整理をしたものでございまして、検討については３区案、４区案それぞれで検討した結果で、３区案、４区案をまとめたという意図ではございません。

４ポツ目、住民自治はどのように考えているのかでございます。回答欄の１ポツ目にあるように、多様な意見を調整しながら身近な地域づくりを行うということにのっとりまして、住民参加で行われる区協議会や地域協議会は重要な組織であるというように考えております。委員に関しては、特に本市における住民自治の核をなす自治会の役員はメンバーとして欠かせないというように考えております。

次のナンバー９、区再編の効果ですが、別紙５をお願いいたします。区再編の効果、メリット・デメリットについてでございます。区再編の効果でございますが、人口減少や少子高齢化などにより激変する社会経済状況や市民ニーズに合わせ、市の裁量で臨機応変にサービス提供体制や職員配置を最適化できる仕組みを構築していくということでございます。これにより、将来にわたっても持続可能な行財政運営をし続けるというようなことを区再編の効果と捉えております。その下、２ポツほど、専門職の配置に関するメリット、市民サービス提供体制や住民自治に対するメリットということで幾つか記載をしております。専門職の配置に関するメリットといたしましては、高い専門性が求められる職種における知識の継承や産育休取得者などの欠員対応については、職員を集約することにより専門性の高いサービスを安定的に提供することが可能となるということでございます。市民サービス提供体制や住民自治に対するメリットでございますが、福祉分野の場合、本庁直轄の事業所とすることにより、本庁の政策立案機能の強化やサービスの提供水準の均質化を図ることを考えております。住民自治に関しては、協働センターの機能強化によるコミュニティー支援の充実を図るなど、そういった効果を見込んでいるものでございます。なお、その下に天竜区について、単独のメリット、複合のデメリットの記載がございますが、こちらは追加資料要求のときに公明党から天竜区についてのメリット・デメリットも問われておりますので、こちらのペーパーで併せて記載をしたものでありますので、御確認いただければと思います。一

番下のデメリット欄は、区再編により想定されるデメリットということで、住所が変わることのデメリット等を記載しているものでございます。

資料に対する質問事項、追加要求資料にお戻りください。3ページになります。

ナンバー10、事務削減効果額でございます。回答欄をお願いします。こちらは、区再編により確実に削減が見込まれる区選挙管理委員会の委員報酬とそれに係る事務経費を、令和元年度決算額を基に算出したものをお示ししたものでございます。削減効果額の中で増額が見込まれるものについてですが、現時点で確定的に見込まれる区選挙管理委員会に関する費用のみ計上しているものでございます。

次のナンバー11、必要経費でございます。こちらのほうは、区再編時に係る庁舎等整備やシステム改修、移転等の経費について、現時点のものを概算で試算したものをお示ししたものでございます。

4ページをお願いいたします。ここからが追加要求資料になります。自由民主党浜松、ナンバー1、防災に関してでございます。別紙6をお願いします。防災についてでございますが、1として、災害対策本部体制でございます。これは、災害対策本部と、いわゆる災害11部と呼んでおりますが、そういった体制が現在あります。そして、区本部がございまして、区役所には災害対策本部の体制として区本部が設置されるものでございます。2は、防災、災害時の行政センターの役割というようなことでございますが、今申し上げた災害対策本部があつて、その下に区本部があります。そして、区本部の配下には地域本部を設置するというもので、現在は第1種協働センターが地域本部になっておりますが、再編後は行政センターや支所を地域本部とするということでございます。具体的には、A3折り込みの資料がございます。現行は、今申し上げたように本庁の災害対策本部と区役所の区本部があつて、第1種協働センターには地域本部があるということをお示ししております。再編後は、例えば天竜とそれ以外の2区になった場合で例示をしております。区本部は区役所が2つになれば2か所ということですが、地域本部として現在の区役所や第1種協働センターに引き続き設置され、災害対応に当たるということでございます。

資料に対する質問事項、追加要求資料にお戻りください。

4ページになります。ナンバー2、地図でございます。区役所、行政センター、土木事務所、福祉事務所などの配置地図でございます。別紙7をお願いします。別紙7は7枚あります。1枚目に現在ということで、現在の区役所、1種協働センター、土木整備事務所及びその出先グループの配置を凡例の記載で表したものになります。そして、別紙7の2枚目以降から、今6つの案が示されておりますが、その6つの案ごとに再編後の組織として、区役所、行政センター、支所、福祉事業所、福祉事業所の出先グループ、保健センター、保健センターの出先グループ、土木整備事務所、土木整備事務所の出先グループを、それぞれ凡例に記載してある記号において地図に落とし込んだものになります。こちらのほうは、先ほど申し上げたように、お示しいただいている6つの案に即して地図に落とし込んでいるものでございます。

それでは、資料に対する質問事項、追加要求資料にお戻りください。4ページです。

ナンバー3、行政手続で、行政センターと区役所との違いでございますが、先ほど別紙1でお示したように、行政センターでは区役所と同等の手続を提供することを想定しています。

ナンバー4、全体組織体系図です。まず、全体組織体系の可視化ですが、別紙8をお願いします。業務関連イメージということでございます。一番左に本庁ということで、全市的な政策の企画立案等ということで役割をお示ししております。真ん中上に、区役所庁舎、そして真ん中下、行政センター・支所庁舎ということで、2つの庁舎イメージを図示しております。区役所庁舎には区役所、そして土木整備

事務所、福祉事業所、保健センターということでございます。行政センター・支所庁舎に関しては、行政センターまたは支所、そして土木の出先グループ、福祉の出先グループ、保健の出先グループというようなイメージでございます。真ん中、黄色い点線でコの字型の四角囲みがあると思います。この黄色い点線の四角囲みの内側が、再編後における区役所組織になるというイメージでございます。ですので、点線の外にある土木整備事務所、福祉事業所、保健センターは本庁直轄の事業所ということになります。協働センターは、区役所または行政センター、支所の配下になるということでございます。

資料に対する質問事項、追加要求資料にお戻りください。4番、全体組織体系図の③全体組織の位置図は、先ほど別紙7の地図でお示ししたとおりでございます。その下、ナンバー5、行政センターのサービスの再確認ですが、区役所と同等の市民サービスを提供する想定でございます。ナンバー6、職員数、組織ですが、組織図は先ほどの別紙8、配置人数は別紙3、事業所地図は別紙7のとおりでございます。

5ページをお願いします。公明党のナンバー1、ICTでできる可能なサービスでございます。こちらは、第2種協働センター等で扱っている103業務の中でというふうにお伺いしております。別紙9をお願いします。ICT等でできるサービスということで、マイナンバーカードを活用したサービスをここでお示ししております。具体的には、コンビニ交付サービスが可能なものになります。令和2年度の証明書交付枚数、全体のものになりますが、一番左端、コンビニ交付で発行可能な証明書ということで、こちらのほうにお示ししております。こちらが、今全国的にコンビニ交付、システムを整えれば可能になるというような証明書の一覧でございます。その横、当市の状況ということでマル、バツの記載がありますが、本市でコンビニ交付サービスを提供しているのがこの丸印がついているものになります。交付枚数や全証明に対する割合は記載のとおりで、ニーズの高いものについて、本市はコンビニ交付サービスを提供しているということになります。

それでは、資料に対する質問事項、追加要求資料にお戻りください。5ページです。ナンバー2、区協議会、地域協議会についてでございます。条例に基づく任意の協議会の在り方でございますが、回答欄、条例でいかようにも設定可能ということで、具体的には参考資料で現行の区協議会の設置条例をおつけしております。参考資料、一番最後におつけしているかと思いますが、そちらをお願いします。3ページに第11条として、区協議会の権限という条項がございます。現行、区協議会の権限に関しても条例で、この参考資料にお示しのとおり規定をしているというものでございます。

資料に対する質問事項、追加要求資料にお戻りください。5ページ、ナンバー3の地図でございますが、こちらは先ほどの別紙7のとおりでございます。ナンバー4、メリット・デメリットでございますが、こちらも先ほどの別紙5のとおりでございます。5と6の組織でございますが、こちらは別紙1でお示しをした業務取扱いのイメージであるとか、別紙8でお示しをしたポンチ絵のとおりでございます。その下、7、相談業務でございます。これも第2種協働センターでの相談業務の実績ということでございましたが、回答欄をお願いします。協働センターでは各種相談業務を所掌していないということで、実績については、来館者からの問合せがあったときは所管窓口への御案内を行っているということでございます。

次に、共産党浜松市議団のナンバー1、職員数の比較でございますが、先ほどの別紙3のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○高林修委員長 当局からの説明が終わりました。

ここからは質疑とはなりますが、質問事項及び追加資料については、依頼した委員と当局との間で調整の上、提出がされていることと思いますので、この場では各会派が求めた資料が出てきたかどうかの確認とか、また、回答の中で分からない点や確認したいことの質疑にとどめたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ですので、前回、当局から示されました区再編における市民サービスと住民自治の基本的な考え方に基づいてこの資料が出ているということですので、この中身の是非ということではなくて、あくまで求めていたような資料が出てきたかの確認とか、この資料の中で分からない点、確認したいことがあればここで御質疑を承りますので、よろしくをお願いします。

○小野田康弘委員 別紙3の職員数の試算についてですけれども、各区役所というのは協働センターの職員を含まれた数字となっているのか、第1種協働センターとそれ以外の人員配置になっているのか、ちょっとお伺いします。

○区再編推進事業本部長 職員数でございますが、区役所組織の人数の合計ということで、協働センターの職員も含まれております。

○小野田康弘委員 ということは、第1種協働センターと別で分けているということによろしいでしょうか。

○区再編推進事業本部長 1種協働センターの職員は区役所の職員ということで、例えば現行のところでございますと、一番左の枠ですが、職員数の下に①②以外の課及び協働センターというように記載しておりますので、協働センターの職員は含まれているということになります。

○小野田康弘委員 例えば、舞阪とか引佐、三ヶ日というのは、現状の第1種協働センターということでしょうか。

○区再編推進事業本部長 御指摘のとおりでございます。

○高林修委員長 よろしいですか。当局からの資料に対して質疑はございますか。

○酒井豊実委員 資料に対する質問事項で、自民党さんが質問した中のナンバー5であります。その回答の2ポツ目ですが、コミュニティ担当が2人になることでコミュニティの継続性も確保と明瞭に書いてありますけれども、このコミュニティの継続性とは何か、また、確保とは何かということと、2人になることでそれらが実現するという事柄なのですが、若干の説明をお願いします。

○区再編推進事業本部長 まず、現在でございますが、2種協働センターでございますが、コミュニティ担当職員は1人ということでございます。こちらを正規職員2人というふうにするということで、コミュニティ支援をする体制として今より強化されるというふうを考えております。そういった側面からの継続性ということ。

そして、2人になるということで、人事異動等もございますから、そうしたときに、今は1人しかコミュニティ担当職員がおられませんので、熟知をした職員が異動をして新しい職員が来たというようなときには、新しい職員ということでまた地域を知るところから始めるというようなこともございますが、2人体制になることで異動のタイミングをずらしていくというようなこと、こういったことからコミュニティ支援の継続性も確保されるのではないかとということでございます。

○酒井豊実委員 この場合のコミュニティという対象ですけれども、具体的な例を出していただければと思います。ちょっとイメージが、どの範囲ということを言われるのか。協働センターの地域全体を指すのかとか自治会とか、あるいは集落とか、私どものほうだと現状はふれあいセンターということになっていますが、センターの地域そのものをコミュニティと呼べばいいのか、伺います。

○区再編推進事業本部長 例えば、ふれあいセンターでございますが、今、正規職員は基本的には所長ということになっておりますが、ふれあいセンターの場合は、所長がコミュニティ担当職員を担っております。これは現在のことでございます。

こちら今回私どもとすると、コミュニティ担当として所長以外でも配置をしていくという考えをお示しておりますので、所長とその職員2人体制がコミュニティ担当職員ということでふれあいセンターに勤務するということになります。

所管に関しては、基本的には、かつてこの特別委員会でも各協働センターのテリトリーごとの人口であると校区であるとかということをお示した表を提出いたしました。基本的にはそこで、これは例規で定めているものではございませんが、そこでお示しをしたところが各協働センターの所管区域になると考えております。

○酒井豊実委員 もう1点は、別紙3です。

これは私どもも要望をした職員数の試算ということになっておりますが、まず1ページ目の現行のところですが、全体として土木整備事務所の取扱い人数の配置について全体に分かりにくいのですが、現行のところの天竜区の水窪というところの土木整備事務所の欄に、水窪の場合には11という数字が入っておりますけども、恐らくこれは三遠南信の整備事務所、この人数も入っているのかと想像しますが、その辺の分別と、もう少し分かりやすさというのが必要かと思いますが、いかがでしょう。

○区再編推進事業本部長 まず、水窪、現行でいう11名ですが、御指摘のとおり三遠南信に関わる職員も含まれているものでございます。

たしか8人だったと思います。

○酒井豊実委員 三遠南信は8人と。11引く8で、水窪に限定したところの現場職員は3名ということで理解いたしました。ほかのところでも、東区とか西区に8とか6という数字がございますが、これはどういう意味を持っているのか伺います。

○高林修委員長 酒井委員、意味というか、これ現行の数字とかを入れているだけなので、今の水窪の話は分かりますが、三遠南信も絡むので。意味などの質問をされても、多分当局は答えにくいと思うのですが。あまり細かい点まで踏み込んでほしくないのです。今は。

○太田康隆委員 現行の職員数、別紙3で示されています。

今回でなくていいのですが、整合を取りたいので確認をお願いしたいのですが、令和2年4月1日現在で、前回の委員会で我々が要求した資料があります。

令和2年6月18日の資料6がそうですが、これで区役所の体制を出していただいているのですが、そこで見ますと、正規職員数は799で、これに外数として協働センターの159名を加えて、958という正規の職員数が出てきます。それで、ここを見ると区役所の計のところ958が確かに出てきます。

これ以外に当時の再任用職員が86、それから会計年度職員が473人いて、合計1358という数字が出てくるのですよ。ですので、正規職員数は799です。今申し上げた再任用86と会計年度473を合わせて1358が各区に張りついているのですよ。

で、何をしたいかという、要するに協働センターも一緒にしてしまっているものですから、区役所本来の張りついている職員、それから、旧浜松は協働センターが充実していますから、その協働センターに張りついている職員がどのぐらいいるのかということを確認していかないと、再配置していったときの、今当局のほうでは協働センターを主にしていくということはずっと言っていますので。その辺のバランスというのがちょっと図れないです。

です。資料の整合を、もう一度精度を上げていただいて、再任用、それから会計年度も含めた各区、それから協働センターの配置の人数をぜひ次回整理して出して、分かるように出していただきたいというお願いですが、いいでしょうか。

○区再編推進事業本部長 御指摘の資料は次回提示をさせていただきたいと思います。

○高林修委員長 よろしくお願ひします。ほかに確認、質疑ありますか。

○齋藤和志委員 別紙8の業務相関イメージのところなのですが、区役所と行政センターの支所庁舎で、それぞれが協働センターに指示するということなのですが、これは協働センターがそれぞれ違うというイメージなのか、一つのところに区役所と行政センターのほうから指示が行くという意味でしょうか。

○区再編推進事業本部長 行政センターがあるところの配下の協働センターというのが今度できてよいかと思います。例えば、仮の話ですが、東区役所内の協働センターがあった場合に、再編されると、例えば東区役所が行政センターということになりますので、例えば蒲協働センターは今東区役所にぶら下がっておりますが、行政センターにぶら下がるという、そういった意味でございます。

○齋藤和志委員 そうすると、区役所のところにぶら下がる協働センターというのは。

○区再編推進事業本部長 例えば、天竜区には第2種協働センターの二俣協働センターがありますが、これは、例えば天竜区役所が引き続き区役所であると行政センター配下ではなくなりますので、区役所配下、直下になります、ということでございます。

○高林修委員長 ほかにございますでしょうか。

○太田利実保委員 1点、確認させてください。

別紙5ですけど、福祉分野の組織配置ということで書いてあって、今各区に設置している福祉事務所を本庁直轄の事業所ということで書いてあるのですが、ちょっとイメージが付きにくかったので、福祉事務所としては、再編後は区には置かないということで捉えていいのでしょうか。

○区再編推進事業本部長 福祉事務所の再編後の配置の御確認ということでよろしいでしょうか。別紙7をお願いしたいと思います。

こちらは再編後の各福祉事務所も含めたものを案ごとに地図に落とし込んだものになります。

例えば、6つの案のナンバー2のものですが、これは天竜区とそれ以外の2区案のものでございますが、福祉事業所、いわゆる課相当の本体に関しては青の三角の塗り潰しでお示しをしておりますので、区の数に合わせるということでございますので、2か所にあるということでございます。

で、6つの案同様の考え方でございますので、区役所と基本的には合わせていくということでございます。

○太田利実保委員 ありがとうございます。

福祉事務所というと福祉の総合的な窓口ということで、これまで各区にあって、身近なところに所長がいらっちゃって、そこで決裁をしてというような割と区の中で完結できたものを、これから区の再編をして、そのところがどうなるのかと思ひまして、決裁だとか細かい話になってしまいますけれども、事務的なところはこれからいろいろ検討されていくとは思ひますが、この本庁直轄というところがちょっと気になったものですから伺ひました。

○高林修委員長 当局の考え方についてはもう少し後で具体的に質問してもらえればよいと思ひますので、あくまでこの資料に関して、確認したいところを今は質疑させていただきたいというふうに思ひます。

○**小野田康弘委員** 別紙4の地域固有事務についてですけれども、具体的な業務内容の中に防災行政無線の管理運用とあるのですが、今年度から防災無線システムが変更していると思うのですが、これの現状、今までどおりということによろしいでしょうか。

○**区再編推進事業本部長** 御指摘のとおりでございます。デジタル化されましたが、デジタル化に伴う防災無線で案内するような内容については、今で言う第1種協働センターの職員を含めて対応しているということでございます。

○**稲葉大輔委員** 別紙8ですが、質問の中では、それらの組織の体系図とともにデジタルトランスフォーメーションのイメージ図という質問内容があったのですが、ちょっとこの図からは読み取れないのですが、別の回答が出てくるのでしょうか。

○**区再編推進事業本部長** 御質問でいただいたときに、それらをつなぐDX化のイメージということで、確かにこちらのほうも承知をしております。

今回、DX化のイメージということで提出した中には、具体のものはお示しをしておりません。そこに関しては、今、国のほうでもこれからデジタル庁が創設されるということの中で、自治体システムの標準化の検討ということも聞いておりますので、手戻りのないように進めていく必要があると捉えております。

そして、行政システムをデジタル化によって利便性を上げていくというようなことは当然思っていてやっていかなければいけないことだと考えておりますので、組織がどうあろうと適用できるものは適用していくというふうに考えております。

○**稲葉大輔委員** 現状は分かりましたけれど、個人的には区の再編とDXはセットで進んでいく話かとは思ってはいますので、今後の詳細の協議の中でまた話をしたいと思います。

○**高林修委員長** 追加資料としては、特に指摘はないですね。ほかはございますでしょうか。

○**太田康隆委員** 別紙1です。福祉事務の中の生活保護、一次状況確認、それから家庭児童相談室、この辺ですが、区役所の数が減ったときに、この表では生活保護の一次状況確認について、行政センターで事務を取り扱いますということですよ。それで、福祉事務所長を含めて、最終的な決定をしますよね。それで、決定会議になってくると。今度は当然、福祉事務所は区の数と連動するということから、仮に2区になってしまったら2区の中で決定していくということですね。

その辺の連携というのが、つまり状況というのが、行政センターではつかんでいても、区になったときに当然細かな状況というのがなかなか伝わりにくくなるというような心配があるのですけれども、その辺の連携は大丈夫なのですかね。

○**区再編推進事業本部長** 今御指摘がありましたとおりの懸念というのは、当然の懸念事項だというふうに思いますので、当然、運用でしっかり大丈夫なようにしていくということでございます。

○**太田康隆委員** 恐らく、再編後の福祉事業所の中に入っている人工というのは、ケアマネジャーとか結構数入っていると思うのだけれども、そういうことがしっかりと最終的な福祉事務所の判断にまでつながっていくのかというのがちょっと懸念として残ります。

それから、児相の扱いが増えてきたということで、家庭児童相談室は今まで、これまで区役所にあつて、割と狭い範囲で学校の状況とか子供の家庭の状況とかというのをつかんでいたと思います。それが、区の数が減っていくと、行政センターでそれを担うとは言いながら、きちんと横の連携——学校と家庭、地域と、そういう行政センターに配置される福祉事務所の関係というのはそんなに多くないので、福祉関係の職員が、ちょっと心配なのですが、その辺の懸念はなかったのでしょうか。

○高林修委員長 太田委員、そこら辺も掘り下げていくときに、例えばで言うと、家児相の場合は現状も再編後も家児相の箇所数は変わらないですね、ぐらゐの確認はしたいと思っております。

○太田康隆委員 そういう言い方でも結構です。

○区再編推進事業本部長 御指摘のとおり、家児相の箇所数は変わりません。

○加茂俊武委員 防災について、資料、別紙6ですが、それぞれの役割というのは、おおよそ決まっています、それは示すことができますか。

現体制の区の役割といういろいろな、被害情報の収集とか伝達とかの項目が現状だと思っているのだけれども、その下の行政センターの役割もこの表に落とし込めたりできますか。まだ決まってないですか。

○区再編推進事業本部長 基本的には、今も地域本部というものが存在をしていて、災害発生時にはそこが地域本部として稼働していくということもしておりますので、そういったことでの役割をお示していくということは可能だと思います。

○加茂俊武委員 分かりました。では、今の第1種協働センターの役割が行政センターになるという、今のところだとそういうことですね。

○区再編推進事業本部長 はい。今の第1種協働センターの役割が支所になるということをお提案しましたが、引き続き再編後も支所あるいは行政センターが地域本部の役割を担うという想定でございます。

別紙6の2枚目にA3のイメージの表をおつけしておりますが、先ほど役割の概要ということであれば、右下に災害時の役割等ということで、災害対策本部、区本部、行政センター・支所ということで、一番下の行政センター・支所が地域本部になりますが、その役割の概要はこちらでお示しをしておりますので、もしこちらのほうでよろしければということにはなります。

○加茂俊武委員 現状、これが役割ということですね。この部分も、多分今後しっかり議論していかなければいけないと思うので、またそのときに、これはちょっと市民サービスの低下じゃないのかと思うので、そこはちゃんとこれから言っていきます。

○高林修委員長 ほかほかでございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、今後この資料に基づいての深掘りした質疑をしていきますので、そのときにお話をいただければというふうに思います。

それでは、各会派からの質問事項及び追加資料に対する当局の対応については了承することといたします。追加資料等につきましては、今後の協議の参考として御活用いただきますようお願いいたします。

先ほど太田康隆委員のほうからの追加資料の請求は、受けていただくということによろしいですね。

○区再編推進事業本部長 はい。

(2) 今後の協議の進め方について

○高林修委員長 それでは、今後の協議の進め方に入りたいと思います。

これは、大変恐縮ですが私からの提案になりますが、お配りをしてあります、確実にスケジュールを進めるためのプロセスと認定項目一覧表を御覧ください。

まず、説明をさせていただきます。

確実にスケジュールを進めるためのプロセスということですが、前回スケジュールが決まりましたの

で、まずスケジュールの細分化をどうしましょうかということなのですが、スケジュール表を思い出していただくと、一重丸、二重丸とかいろいろありますが、まず、あまり先の話はしたくはないので、とにかく6月から8月の間の期間限定でまず議論もしていきたい、協議していきたいというふうに思っています。

それから、協議の進め方についてですが、2枚目を見ていただくと資料1となっていて、上に認定項目、それから認定を判断する項目というふうに書いてあります。

1枚目に戻っていただくのですが、協議の進め方で、認定する項目について、1回目の委員会で協議をし、2回目の委員会で決定をしていきたいというふうに思っています。その中で、当局の考え方、要望についても検討をしていきます。

それから、認定の手順なのですが、当局の提案、説明や資料提供などについて議会が項目を定め、認めていくということで、今年度に入ってから委員会としては、やはり当局提案について検証して行って、その中で二人三脚という話なので、お互いに意見を出し合うということで。その中で、当局の提案について、我々委員会が項目ごとに認めていくということできたいと思っております。

認定の進め方なのですが、大枠で認め、細部は後で調整するというふうに書いてあるのですが、もう一度資料1のところを見ていただくと、認定を判断する項目というところで四角があつて、位置、名称、組織などとなっている①地域拠点につきまして、このところを一つ一つ協議はしていきたいと思いますが、これを全部チェックできて、認定ができたなら次に進むということではなくて、やはり時間もありませんので、まずは大枠のところ認定できるものは認定して行って、細部については後で調整するという方法にしていきたいというふうに思っています。

もう少しスケジュールのことで話をさせていただくと、この資料1を見ていただくと、①地域拠点、②主要組織の方針とデジタルの活用、それから③地域自治、裏面を見ていただくと④地域づくりとなっております。

先ほど協議の進め方の中で、1回目の委員会で協議をし、2回目の委員会で決定をしていくという、基本的にそういうふうにやっていきたいということですから、この①②③それぞれに2回程度の委員会で何とか決定をしていきたいと思っておりますが、今後の展開がどうなるか私もちょっと分かりませんが、それを目標にやっていきたいというふうに思っております。

後で申し上げますが、この①②③については6月から8月までに何とか決定をして行って、住民の皆さんの説明会に臨みたいと思っております。で、先ほどの資料1の裏面の地域づくりについては、行政区の再編に間接的には関わるのですが、直接関わるものではないと思っておりますので、特に①と②③を議論していった中で、後で④地域づくりについては考えていけばいいというふうに思っておりますので、6月から8月までの中で①②③を何とか認定していきたいと思っております。

以上ですが、今説明をさせていただいた協議の進め方について質疑があれば、私にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○太田康隆委員 部類を見ますと、地域自治は割と議論できるかと思うのですが、①の項目は多岐にわたると、微妙に地域の特色というか地域性が出てくるので、もうちょっと時間がかかってしまう可能性があるなと感じましたが。

○高林修委員長 私も正直そのとおりで思っています、③の地域自治から協議はしていきたいと思っております。

ですので、先ほど言ったように1回目、2回目で何とか決定をしていきたいと思っておりますが、この①に

については確かに時間かかるというふうには私も思っています。

○酒井豊実委員 今の①の地域拠点と、それで認定を判断する項目の中で、例えば真ん中に区長の権限というのがありますけれども、この間も話題になっているところの総合区といった場合には、区長の権限もまた変わってくるという問題と、それから、いろいろ提案があった、副市長をどこかにつけると。その副市長の職務の範囲という問題もこの単位区長の権限に影響してくるのではないかと考えますが、この①の地域拠点の中でそこまで幅広にやるのか、どのような扱いを委員長は考えていますか。

○高林修委員長 今、酒井委員から区長の権限というお話がありましたのでもう一度、申し上げますが、認定の手順として、当局の提案について我々委員会が認めていくかいかないかということなものですから、ここの区長の権限については、担当副市長の話もあるし、総合区の話もあるでしょうけれど、取りあえず当局の提案を聞いて、再度申し上げますが、大枠で認めて細部は後で調整する方法ということも申し上げたので、この区長の権限については、なかなか決まらなければ継続協議ということになると思いますが、あくまで当局提案をまず俎上に上げて検討していくということですので、我々のほうから例えば総合区の話をするとかということは、今はないと思います。

ほか、よろしいですか。

これは、私のつたない頭で考えて、事務局にも精査してもらったのは事実でございますが、この認定項目とか認定を判断する項目についてのお考えについては、またあればおっしゃっていただければと思っています。今後の協議の中で当然出てくると思いますし、先ほど太田康隆委員もおっしゃられたように地域拠点については時間もかかると思いますので、その中でつけ加えるものがあればつけ加えてもらうということで、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 それでは、一応このプロセスに従って今後委員会を進めていきたいと思っています。

この際、当局から発言を求められておりますので、御発言をお願いいたします。

○鈴木副市長 今後の協議の進め方ということでお話をお伺いしました。より具体的な内容といろいろな方法、手だてをこれから考えていただける、また考えていくことをしっかり認識しております。それを踏まえて、やはり私は天竜区の取扱いをどうするかということも併せて、決して早くとか先にとかということではなくて、並行して議論、協議をしていただきたいと思っております。

もう皆さんも御承知だとは思いますが、私のほうで最終提案として天竜の単独の2区案を提案して、それが今回のこの6案の中の一つに選択されておりますので、そのときの考えも踏まえますと、やはり天竜区は過疎地域を含んだ唯一の区でございます。そして、それを含めた中山間地域という地域の特殊性がございます。また、そうしたことから、これまでも多くの自然災害が発生して、そうした特殊な地域性はやはり他の区とは大きな違いがありますので、そこをしっかりと踏まえて取扱いを決めていただきたいと、いくべきだと考えております。

そしてまた、いま一つは、これも皆さん多分御承知だと思いますが、7つの区の中でやはり天竜区は人口減少率と高齢化率が圧倒的に高い地域でございます。こうした特殊要因を考えていく。また、そのために多く発生して山積している行政課題がありますので、この行政課題を解決するために単独がいいのか複合案がいいのか、それはやはり事務的な比較検討だけでなく、やはり政治的な判断、考え方も求められるというものだというふうに思っております。

そしてまた、前回お決めいただきましたように、今後のスケジュールの中でこの6月、7月、8月までに一定の議論をまとめて整理して、9月、10月には中間報告という予定になっております。前回、こ

の4月、5月に高林委員長が地元自治連等いろいろな会合に出席をして説明されたときに、多くの区の関係団体、関係者から天竜をどうするかというような御心配もたくさん頂いておりますので、今後具体的な議論を進める中で、中間報告にぜひこの天竜区の取扱いを単独にするのか複合にするのかも併せて一定の結論を整理していただいて中間報告に臨んだらどうかということ強く思っておりますので、提案をさせていただきます。

以上です。

○高林修委員長 今回の副市長の発言については特に質疑、意見を求めませんが、先ほど並行してというお言葉があり、また、9月、10月の説明会の段階で天竜区の扱いを単独、複合、いずれにしても説明をきちっとしてほしいということによろしいですか。

○鈴木副市長 はい。今度は市の当局も一緒に説明することになっておりますので、そうした形、内容を希望いたします。

○高林修委員長 現時点で、委員長としては、なかなか今の副市長に対するコメントはできませんが、いずれにしても、いろいろところで私は何とか13案から6つの案に絞ってきた経緯もあるので、6つの案をフラットに検証していきたいというふうに思っております。今日のところは、申し訳ないですけどそこまでしかちょっとお話ができませんので、御容赦ください。お話はお聞きしました。

(3) たたき台6案の比較検討について

○高林修委員長 それでは、先ほどのプロセスと、それから認定項目のこの資料をお開きいただきたいと思います。

たたき台6案の比較検討についてですが、先ほどの認定項目一覧表の中から協議する項目を指定し、当局への確認を行っていききたいと思います。それで、前回から始めました地域自治の項目につきまして、引き続きの協議として決めていききたいと思います。

それから、地域自治の項目につきましては、先ほど本部長から説明していただいた中で、それぞれの質問に対して回答は頂いています。ですから、この回答も参考として、この地域自治の在り方について協議をしていききたいと思います。

いま一度、この③地域自治の項目について、私のほうでお話しした、当局から提出された資料の中の回答等について質疑、意見をまずしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○酒井豊実委員 単純な質問ですが、この認定項目の中の地域自治、区協、地域協、それに地域委員会という表現がありますが、これは質問事項の回答の中にも地域委員会という表記はないように見受けられますが、この位置づけというのはどのような性格としてここに示されているのか、確認したいのですが。

○高林修委員長 それに関してお答えする義務は私にありまして、まず、区の協議会は地方自治法にのっとり区の協議会、それから地域協議会も地方自治法にのっとっての協議会ということで、当局から提案されましたよね。この地域委員会というのはあくまで、条例上は設定することはできるかもしれませんが。その制度設計は私もよく分かりませんが、あくまで地域委員会は任意の団体だということで、先期もこの話が当局で出ましたので、あえてここに入れました。

実は地域協議会という言葉の意味合いが、当局はあくまで地方自治法にのっとりたものだと言っていますが、ちょっとそこら辺がはっきりしていないです。このところで、実はこの3つの協議会、委員会の機能といいますか、組織上どういうものかということをはっきりさせないと、とは思っておりますので、あえて入れました。

○太田康隆委員 区協議会は自治法252条の20ということで、政令市の区に法令で定められた区協議会を設置すると、こういうことであると思いますが定かでない、ちょっと分かれてしまいましたけれども、202条の5というのは地域自治区から派生した地域協議会でしたのでしょうか。少し確認したいです。

○区再編推進事業本部長 自治法の202条の4で、地域自治区の設置という条項がございます。

○太田康隆委員 合併当初、地域自治区を設置することができるかと合併特例の中で自治法であって、それで地域協議会を設置した、それが202条のこの規定だろうと思います。今回は、138条の4ということですから、通常の任意の委員会として、名称は別に地域協議会と言ってもいいだろうし、地域委員会と言ってもそれは構わないと思うのですが、要するに任意の組織として設置するということですよ。新潟もそういう形で変えたりしていますので、それは138条条項の適用でその地域の地域自治を担う、住民自治を担う組織を設置するというのでいいと思うのですよ。

けれども、浜松市の考え方なのですよ、結局。そこにどれだけの権限とどれだけの仕事を与えていくかという。だから、ぜひ住民自治が機能するようないろいろな、例えば、場合によっては諮問・答申みたいなものもあってもいいかもしれませんし、意見を具申できるような、そういう権限を与えてもいいかもしれません。それはもう浜松市がどういう住民自治をやっているかという、まさしくその考え方にかかっていると思うので、恐らく区を再編して今の7区よりも少ない数にしていくわけですから、そうすると、区協議会でなかなか網羅できない地域が出てきたとすると、そこは地域協議会なり地域委員会がしっかりと住民自治を支えていくというような、そういった機能するような委員会であってほしいというふうに思っていますので、何区の場合に幾つ設けるというのは、これからの議論ですが、考え方として僕は任意に、138条にしてもいいと思います。

○区再編推進事業本部長 今、太田康隆委員から御指摘を受けた機能につきましては、今回も参考資料で現行の区協の設置条例をおつけしましたが、まさに諮問・答申、意見具申の機能をつけております。基本的には、再編をやっても現行区協の権限は継承させていくというようなことを考えております。

○松下正行委員 私はここの部分は、今太田委員が言われたとおりで思っています、ただ、区の協議会、名前は分かりませんが例えば地域協議会、または地域委員会というふうになると、3層ということになるのです。そうすると、前回のときにも齋藤委員から話があったとおりで、地域の要というのは自治会になっています。それで、基本的に組織をつくと、自治会長がそこに全て出ていかなければいけないという負担が出ると思っていますので、まずは3層にするのか2層にするのか1層にするのかというところを議論したほうがいいと思います。

例えば、質問させてもらって答えが書いてあるとおりに、条例でいかようにも設定可能と答えていただいたので、私は、今回の区の再編が全体的に組織改編ということでありまして、地域自治として住民の声をいかに吸い上げるかというのが非常に重要だと感じています。それにつけて、あまりこの組織を、階層を増やしていくというのはちょっといかがなものかと思っています、条例でいかようにもできるということであれば、逆に言うと、例えば区の数がいくら減っても、今でいうところの地域協議会というのを現行のままスライドして、1層で全て網羅して、そこにいかに市民、住民の意見を吸い上げる形を取れるかというふうに条例で決めてしまえば、1層でも十分住民、市民の意見は集約できると思っていますので、区の協議会、またなくなった地域協議会というのを法律上でいくと2つ併用はできないという先ほどの説明も鑑みると、もう1層が一番いいのかと考えますけれども、そこら辺の議論をしっかりしていただきたいというふうに思います。

○高林修委員長 この件に関しては核心に入ってきたと思いますので、ほかに御意見のある方。

○鈴木育男委員 今の話、松下さんの意見も分からないでもないというところなのですが、この答えの中で、役割分担が不明確だったという、要するに区協議会、地域協議会が併存というのは、確かに合併時にいろいろ協議した、それぞれの市町村が集まって協議した、あの名残であって、そこから後がどうにも形骸化してしまって、結果こうなったという感じがしたわけです。でも、私から言わせると、合併時のそれぞれの自治体の思い、それから合併してからの旧自治体の考え方みたいなものが出せる場所が地域協議会だけではなかったかと、例えば天竜の場合を考えると今思います。

それで、当時、もうちょっとうまくできることがなかったのかという反省が私にはあります。地域として、——地域というのは、旧の市町村の場合は地域としてしまえばそのくくりでできてしまうわけけれども、旧浜松になると今度はどういうくりにするかというのが一つ問題にはなってきます。旧の昭和の20年代、30年代に合併した村単位にするとか、連合自治会の単位だとか、そこにはありますが、いずれにしても地域としての自己実現の場というか、我々はこういうふうにしたいというボトムアップできるようなシステムなり形は、やっぱり私はつくるべきだと思っているものですから。名前は何でもいいのだけれど、そういう組織形態を考えていきたいと私は思っています。

もっと言えば、区の協議会についても、正直言って行政のアリバイづくりの場じゃなくて、しっかりと活性化して協議ができるようなところになってもらわないと、再編してこれから先の浜松の行政の形をつくる意味においては、何もならんと私は思っておりますのでね。その辺も含めて、今後協議の場に臨んでいきたいと思えます。一番その辺が私は大事なところだと思っておりますので、意見として述べさせていただきます。

○加茂俊武委員 答えることができればですけども、先期の議論だと、住民自治の根幹は議会と区協議会であるというふうになっていました。この場合、今回提案されたいろいろ、地域協議会とか区協議会とかいろいろ名前が出てきていますけれども、当局の考える住民自治の根幹それぞれ、議会と何と言うとすれば何か、答えられますか。もし当局の案があれば。

○区再編推進事業本部長 住民自治ということで、今加茂委員からは、先期のときに議会と区協であるというようなことの御指摘を受けました。

今期において再編後の姿を御協議いただいております。この中で、当局の考える住民自治の中核というようなことかと思えますが、資料に対する質問事項、追加要求資料の2ページの8番、資料4、区協議会と地域協議会という項のところの4ポツ目、住民自治はどのように考えているかというようなことでございますけれども、協議会、これは例えば区協議会であっても、いわゆる一般的な附属機関である地域協議会であっても、この協議会は多様な意見を調整しながら身近な地域づくりを行うものという認識の下、住民参加で行われる区協あるいは地域協議会は重要な組織という認識でございます。そして、特に委員の構成メンバーの中では、3ポツ目に記載のとおり、住民自治の核をなす自治会は重要な要素であると考えております。

○加茂俊武委員 分かりました。では、当局としては、2区案だったら旧7区の単位で区協議会を置くのですよね。そこが根幹になると私どもは考えるのだけでも、その辺の単位、どこを住民自治の根幹とするのか。先ほど松下委員が言った、地域委員会でそれぞれのコミュニティーを住民自治の根幹とするとか、その辺の考えはまだ当局も我々に自信持って示せるものはないというところがいいですか。

○鈴木副市長 もともとは法律に基づいた、のっとった組織体制が一番好ましいということで、区の数に合わせた区の協議会がいいのではないかと、しかしながら、区域の広さが相当2区と4区案では違うので、そこは現在の区の単位の地域協議会をそのまま存続、継続させる方法もあるのではないかと、両

方のことを思っています。

それで、なぜそのようなことを思っているかといったら、一つは、自治会が7つの区の組織体制を存続するというようなお話も頂いたものですから、それだったらそこの関連、連動性もしっかり踏まえた上で、7つの地域協議会をそのまま継続させることも妥当ではないかと思っています。

区の協議会を運営していることの一つは、区の協議会は自治会を含めいろいろな団体が複数集まった組織体なものですから、それぞれの団体の活動目的もいろいろ違ってばらばらですので、そこはなかなか一つの意見にまとまりにくいという状況も課題としてありました。だから、そうしたことも含めて、ぜひ皆さんとより具体的な新しい住民自治をしっかりと市政に反映させる仕組みを、制度をつかっていきたいと思っています。

○加茂俊武委員 分かりました。

これで見ると、地域協議会が旧7区単位の協議会として答えると、2区の場合は地域協議会と議会、で、3区、4区の場合は区協議会と読み取れるのだけれども、そこのお考えは。

○鈴木副市長 全然こだわっておりませんので。柔軟に対応して、皆さんの意見集約でまとめたいと思います。

○稲葉大輔委員 今の意見に補足をしていくわけなのですが、私も今回、区の再編をするから区の数イコール区の協議会にするという必要は全然ないと思っていて、ほかの政令市を見てもやはり法定の区の協議会を置いていないところが圧倒的に多いというのも、やっぱりそれが機能しにくいという表れなのかと思っています。

片や、先ほど鈴木育男委員も言ったように、やっぱり地域の運営というのをこれからどう担っていくのかというときに、今までの自治会に全ておんぶに抱っこでは地域運営は成り立たないだろうという予測がされていく。そこを行政はいかに両輪となってサポートしていくのかということを考えれば、できるだけ細かいという意味でいくと、現行でいう連合自治会ぐらいのサイズの地域委員会ですかね、それぐらいのサイズが必要かというふうに思います。

これが今50あるとすると、50を全部それぞれまとめるのは大変ですから、先ほどお話が出た現行の7区なのか、それに近いような枠組みの第1層である地域協議会みたいなものですね。これはイコール区の数である必要はないと思っていますので、一つの区の中に幾つかの地域協議会を置いて、その下に地域委員会を連合自治会ぐらいの単位で、行政側もサポートしていくというのが私としては理想だと思っています。何か意見があれば。

○松下正行委員 もう一回当局に確認ですけど、法律に基づいて条例をつくり、条例で細かいところまで、細部まで決めてやっているのが、現行の地域協議会というところでよろしいですね。

それで、今度区の再編に伴ってやろうとしているこの住民自治の協議会というのは、名前はともかく、条例でいろいろ決めれば、条例だけのものはできないという考え方、今までの考え方でいくのか、法律はもう取っ払ってしまって、条例だけでやっていこうとするのか、そこで大分違う。多分、浜松市の考え方は、基本的に法律に基づいていけばしっかりした協議会ができるという考え方だと思うんですね。ですから、そこら辺のめり張りをしっかり言っておかないと明確になっていかないということと、今稲葉委員も言ったように、区の協議会がどうしても必要というふうに考えるのか、副市長が言われたように、別にこの議論の中で決まったようにしていくということがどういう趣旨なのかがちょっとよく分からないので、そこら辺ちょっと説明していただければ。

○鈴木副市長 ちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、区の協議会と地域協議会は、両方とも

法律で定められた組織ですので、どちらかを選択した上で、もう一つ必要な2層体制なり下部組織が必要だということならば、そこは条例で制定して、よりきめ細やかな体制をつくってあげばいいというふうに考えています。

○松下正行委員 分かりました。

そういうことであれば、私も先ほど1層と言った意味は、そういう意味に近い1層ということでも言わせてもらったので、例えば現行の地域協議会のものがあって、区の協議会がなくて、さらにその地域協議会の下部に1層、地域委員会みたいなものができれば、市民の声とか地域住民の声が上がりやすいということであれば、最低でも2層でもいいのかと感じますので、意見として言わせてもらいます。

○太田康隆委員 252条の区協議会は、法律で定められている諮問の中身が、例えば条例で浜松市もつくっていますけれども、市の大きな計画の変更であるとか、それから区の予算、そういったものについては説明しなければならない、報告しなければならないとなっています。それから、建議ができる。建議は重く受け止めていくということですから。

これで今回、資料4で示していただいているように、3区、4区案の場合には、法令の252条の区の協議会はまず設置しますと言っていますよね。それはいいことだと思います。しかし、次に書いてある旧7区単位での地域協議会は設置しないとなっているけれども、そこにやはり138条の、地域協議会と言うと誤解があるので地域委員会と呼びますがけれど、やっぱり地域委員会をかませっていく、1層として、その必要はあるのだろうと思います。

その数というのは別に7であろうが10であろうが、また十二、三であろうがいいのだけれども、50というのはないと思う。なぜかという、やっぱり地域というのは一定のエリアで、あるいは歴史的なものを共有しているエリアで、まず一つ何かをそこで調整して決めていくということがやっぱり大切なのですよね。そういう働きをするのは、恐らく地域の委員会だろうと思います。そういう委員会を経たものを区の協議会へ上げていくというような、そういう形で住民自治を実現させていくツールとしては、僕は138条の委員会であっても十分機能していくと思うので、それは自治会連合会とは違うわけですよ。

自治会というのはあくまでも任意団体であって、自主性がある団体のはずなので、市の組織としてはやっぱり条例でもって地域委員会というものをしっかりとつくって、そこから住民のいろいろな意見やものを聞いていくと。その中には当然自治会連合会も入るだろうし、役員も入るだろうし、各種団体も入るだろうし、それから学識経験者も入るだろうし、そういうもので地域の自治をできるだけ住民の意思に沿った形で実現させていくと、そういうイメージで私はいるものですから。

だから、その地域委員会というのは別に7つ、旧7区の形であろうが、それが10になろうが12になろうがそれは検討していい形にしてあげばいい、そんなイメージで私はおります。

○松下正行委員 イメージとして、例えばですけども、現状を見ますと天竜区はそれぞれの地域協議会もあって、これはまあ全市的にそうだったのですが、区の協議会ができて、ある程度たってから地域協議会はなくなったのですが、天竜区の場合はもう自分たちでまちづくり協議会というのをつくって、地域協議会の代わりのものとして、自分たちで、住民発議でいろいろな協議をして区の協議会に上げていこうという、そういう現状になっています。

だから、イメージ的にはそういうニュアンスに近いと私も思いますので、今太田委員が言ったようなことで、例えば地域委員会とした場合に、数を本当に50全部つけていいのか、というのはちょっと私もクエスチョンだし、そこまでやってしまうと余計大変というか、そういうような感じがするので、そこはもうちょっと精査する必要があると思いますが、市民の声をしっかり受け止めて地域協議会に上げて

いく。さらには、市に対する建議とか要望とかも地域協議会から出てくると、こういう形がいいのではないかと思いますので、意見として言っておきます。

○齋藤和志委員 私がイメージしているのは、今までお話が出てきたいいわゆる2層構造が一番いいのかと。要は、今たくさんお話が出ましたけれども、やっぱり地域の声をある程度の範囲の中で拾っていく。その課題も共通しているところがあると思いますのでね。そういう枠組みをつくって、それを今まで出た話の、委員の皆さんから出ましたけれども、それをまた少し上の段階へ持っていく、そういう構造がいいかと思っています。

それについては、さっき言った138条の5の附属機関の位置づけであろうがほかの位置づけであろうがいいのですけれども、そういったものをある程度つくって、やっぱり地域の人の声を聴いてくという、そういうような構造がやっぱりこれからの住民自治の在り方かなと私はちょっと思っています。

以上です。特にコメントは要らないです。

○岩田邦泰委員 意見ということですが、先期の議論の中でも、結局そのときは区で分かれた協議会しかなかったから隣の区のことを知らないよ、だけれど、実際には地域は隣接しているから、同じ課題を抱えているところはあるよね、というところで、そういったところも協議会の中で、その委員会になるのかもしれませんが、課題の共有をしつつ、それぞれ隣接した地域としてそれぞれの協議会でまた課題共有していただくか、対策していただくかについても必要と思っているという話も以前していたものですから、そういった中で、地域協議会という、名前のつけ方がまた分かりづらいですけれども、今までと違った形、私の場合はやっぱり新潟みたいなパターンの協議会がいいのだろうなどは思っています。そういった観点を持っていただければありがたいなという、そこは意見として。

○酒井豊実委員 私は、区の協議会があり、そして地域自治区というもののやっぱり力、生命力というのをまたよみがえらせる必要があるなということ強く思っています。これは、天竜区の協議会、これを傍聴ないし議事録を読んでいただきますと、物すごく活発にされていて、もう時間が足りないという状況になっています。事前に質問を出して、それに対して当局が回答し、またそこで質疑応答をやる。物すごい多分野にわたって出てきます。

というのも、旧5市町村が一緒になった天竜区でありますので、気田川沿い、あるいは水窪川、あるいは阿多古川沿い、全て暮らし向き、様々なものが、要望が違うという状況の中で、なかなか理解し合って共通の土台にということが難しいので、それぞれ出てくるということなのですね。ですから、やはり地域協議会、あるいは地域委員会、そこら辺は地域の状況に合わせていけばいいのであって、制度よりも地域の状況に合わせていくと、そういう枠組みでやるべきだと、そんなふうに思っています。

それでないと、とりわけ天竜区、あるいは北区を見ても三ヶ日あり、それから引佐の奥まであります。そういうところの独自の課題というのを解決していくためには、そういう取り上げ方が絶対に必要なのですよね。

よく区協議会で建議とかいろいろ言われますけども、そういうこと的前提となる要望がもう渦巻いていると。そのところをいかにそれぞれの段階の会議で取り上げて、それでまた返して実現をしていくのかと。そのことがないともう地域自治というのはいかないし、住民サービスということに対しても本当に縁遠くなってしまったねということで、行政不信だけが沸き起こってくるという状況になっていますので、ここでの議論はぜひコミュニティーに対応した地域協議会、あるいは地域委員会、それを底辺につくりながら、2層以上のもの、それが必要だという考えを持っています。

○太田利実保委員 皆さんの御意見の繰り返しになってしまいますけれども、全く皆さんの御意見に

同感して聞いておりました。

先ほど松下委員から天竜区の旧市町村のまちづくり協議会的なところの御意見が出ましたけれども、当初はそうやって機能していたところもあったのです。ちょっと事情で、今休止されているような状況もありますが、そういった形が非常に理想と私も思います。法に基づいた協議会の中で、これまでどおりの例えば諮問・答申とかそういったところをこなしていくと、で、法に基づかないまでも条例に明記をした中でそうした地域委員会とか、そうしたものを設置できるというようなことになって、そのところで地域の課題、そうしたものを取り上げていって、それを法に基づく協議会にまた上げていくとか、何かそういった2層体制というのが私も理想というふうに思います。意見です。

○稲葉大輔委員 ちょっと自分の意見も含めて補足ですけれども、先ほどの皆さんの意見で、もう重層的であることというのは多分皆さんほとんどコンセンサスが得られていきそうだと思うのです。その中で、やはり区の数と第1層と言われる、今までだったら区の協議会ですけども、そこを区の数と合わせなければいけないのかということをもっと最初にもう一度確認をしたら、次が、第2層がどのサイズになるのかというのが見えやすいのかと思っています。私は、区の数とイコールである必要はないというふうに先ほど発言していますので、そういったことに対する皆さんの意見があればと思います。

もう一個は、今天竜のお話が出て、当然、地域性によって今のコミュニティーの人口のサイズだとか面積だとか特殊性が全然違うのですね。なので、その2層の組み方も簡単に連合自治会というふうに、50とやって区切るのではなくて、その地域性に合わせた形で、第1層と比較検討した上で、1層の地域の組み方というのは今の7つの中でそれぞれあってもいいのかと。新しい区の再編と同時に、この地域はこのエリアで第1層の協議会を組んでいくということもあり得るというふうに思いますので、それは市内統一で、今の名前に合わせて区切るという必要はないのではないかと。本当に真っ白な状態で素案をつくり上げていただいてもいいというふうに思います。

以上です。

○太田康隆委員 利実保委員から天竜区の話が出ました。僕は、やっぱり天竜区は特殊な過疎化が進んで高齢化も進んでいる地域なので、島根県の雲南市がやっている、松下委員が前に資料請求もされて僕も全くそう思うのですけれど、地域自治組織という総務省が研究している組織を志向すべきだと思いますよ。

ほかの地域と同じようにこの地域協議会であるとか地域委員会にする必要は全くないので、やっぱり地域自治組織というのは、自治会自体も機能しないですよ、高齢化してしまっていて。ですから、それにPTAであるとか消防団であるとか様々な団体が入って地域自治組織を組織して、収益事業もやってもいいのですよ。そういうことでもって事務局をきちんと機能させて運営させていくと、地域を維持していくという、国がそういうことを示していますので、そこら辺も考慮しながら地域をどう支えていくかということを考える必要があるのかと思いますので、ちょっと触れました。

○加茂俊武委員 2層とか3層とかいろいろあったり、単位も何でもいいと言うのですけれど、そこと行政がどうやって関わっていくのか。それで、予算を誰が要求してくれるのか。そういうところを皆さんどういうふうに考えているのかと。

協働センター単位で、多分課長クラスで予算要求はできないとすると、例えば2区の場合だったら中区役所が幾つ分の協議会の意見を吸い上げて、優先順位をつけて、固有の事業とかいろいろなイベントをやっていくのか。その辺がちょっと、全くイメージが湧かないというのが現状です。

○高林修委員長 加茂委員、自らイメージをアップしてもらえば僕はいいと思いますけれどもね、御自

分の考えで。皆さんそれぞれにいろいろなお考えをされているので。

それで、取りまとめたいところがあって、当局、いいですか。

資料4がちょっと理解できないような提示の仕方をしているのですが。例えば、3区のとときに3つの区の協議会があって、その下に地域委員会という形も考えられるし、稲葉委員が言っているように旧7区の地域協議会、これは202条の地域協議会でその下に地域委員会、要するに3か7かになるのだけれど、例えばそういう、制度設計を仮でいいので当局でつくってもらえますか。

○区再編推進事業本部長 今日、様々御協議いただいたことを持ち帰らせていただいて、制度設計上落とし込む作業をしていきたいと思います。

○高林修委員長 いろいろこだわらないとおっしゃったので、法制度上のここに書いてある認定する判断項目で、当然枠組みにとられるケースもあるし、とられないケースもあるとは思うのですが、今のところは特にとられないというスタンスでいいかと思いますが。

それから、組織の構成、仕組みについては、今私のほうからいろいろお話したようなところも考えていただきたいし、各委員のお考えもあるでしょうし、ここで各委員の方々に申し上げますが、次回はできれば各会派で統一見解を出してもらえれば本当はありがたいのですが、次回の委員会、6月30日ありますが、そのときにこの地域自治に関する組織の構成、仕組み、それから、当然それに併せて委員数ですよ。定員も当然附帯してくるので、それから選出母体も附帯してくると思いますので、各会派で提案をしてほしいなというふうに思います。

いかがでしょうか。区協、地域協議会、地域委員会の項目に関して、まだほかに認定を判断する項目があれば今おっしゃっていただければ。

○齋藤和志委員 資料のナンバー、別紙8の業務関連イメージというのが、いわゆる行政側のほうの相関が出たのですけれども、今、お話が出た202条の5でも138条でもいいのですが、いわゆるその地域協議会なり地域委員会がどういうふうに関わってくるのかというのをこのところに追加して入れるという要求、そこはどうですかね。

○区再編推進事業本部長 どんな形になるかは持ち帰って、今日の皆様の御意見を踏まえて検討いたします。その検討をした中で出てくるイメージ、いわゆる協議会の2層構造なら2層構造のイメージと、今回行政側の別紙8でお示しをしたポンチ絵、ここと言わば連動するような形のイメージが欲しいということでしょうか。

○齋藤和志委員 はい、そのとおりです。ですから、全体のイメージが湧くところの構造ですよ。相関関係と、いわゆる連携だとか、そういった話がどうなるかということと、もう一つ今度、そういう話がつくと、今度それに基づいた位置づけだとかが必ずついてくると思いますのでね。そのところが、1層はこういう位置づけ、2層はこういう位置づけというところの部分、そのところに考え方をいれるのか、別出しするのか、そういったものをやっていただくと非常に理解が進むと思っています。

○区再編推進事業本部長 そういったイメージと合わせて、資料のほうを調整していきたいと思います。

○齋藤和志委員 ありがとうございます。

○高林修委員長 ちょっと感想ですが、区の協議会も含めた地域自治でこんなに今まで議論したことはなかったような気がします。いろいろな意見があって本当に僕はありがたいなというふうに思っています。

それで、もう1点、先ほどさらっと委員数のことを言ってしまいましたが、当局に任せるばかりでは

なくて、例えば稲葉委員に聞きたいのですけれども、旧7区の地域協議会、202条の項の地域協議会というのを一番上の層とおっしゃっていましたよね。そうすると、例えば委員定数というのは現状と同じ定数になるのですか。25のところもあるし20のところもあるのですけれども。お考えだけで結構ですが。

○稲葉大輔委員 多過ぎて機能はしないと思うので、私は今ぐらいでいいと思っています。

○高林修委員長 先ほどその下の地域委員会の定数について、お考えは。

○稲葉大輔委員 その下の委員会も同じぐらい、20人ぐらいで組織をして、そこの代表者が1層に出てくるというようなイメージでいいと思っています。

○高林修委員長 松下委員にも、お聞きしたいのですが、委員数に関してはどのようなふうなお考えをお持ちですか。

○松下正行委員 例えば、新潟市を見ると定数はちょっと増やしているということと、地域自治区の協議会ですが、その地域自治区外の人でも委員にいいよというふうに条例でなっているのです。だから、それは先ほどの話にあったように、条例でどうにでもなるという話がそこにくっついてくるものですから、稲葉委員も今言ったように、あまり多過ぎてなかなか意見もまとまらないし、かといってあまり少ないと地域の声を拾っていけないという話になるので、具体的に数字は挙げづらいのですけれど、イメージ的にはそういう定員数ということを考えています。

○高林修委員長 鈴木委員にも、委員数の件で。先ほどからのお話で多少のイメージを持っていらっしゃると思うのですが、いかがですか。

○鈴木育男委員 区の協議会は、現状ぐらいの数でいいと思います。ただ、今2層ないしその下部の組織をどうするかというのはまた別の問題だと思いますが、あと一つ、今皆さんも承知だと思うけれども、自治会に関して浜松は95%を超える組織率を誇っていると言っていますが、だんだんと、例えば私どものところで恥ずかしい話ですが、自治会に対する思いとか考え方が変化をしてくれているというのが現状です。本当に5年、10年たったらどうなるのだろうかというぐらいにいろいろ心配なことが、また、コロナ禍で全然会合もないものですからね。

ですから、この区の再編を機に、例えば旧浜松の場合は一番問題なわけですがけれども、自治会の組織をどう立て直していくかと、そのいい機会にしてもらいたい。それで、本当に地域の人と一緒にその地域自治、僕らのまちを、私らのまちを何とかしていきましょうよ、みたいな意識が芽生えるような協議会なり地域委員会なり、方向をつくり上げたいなと私は思っています。ですから、そこら辺も含めて、その組織づくりを私は一緒に考えていきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○高林修委員長 併せてですね、先ほど鈴木委員のおっしゃった、意見を出して吸い上げるという話だったので、そういう意味では選出母体というのは、当然自治会長は入るのでしょうけれども、それ以外は何かございますか。

○鈴木育男委員 いえ、だからそれ以外に、地域でいろいろな形で活動している人がいらっしゃるでしょう。そういう人たち等をなるべく入れていく。それから、公募とまでいかななくても、ある程度違う思いをしている方、違う目線からいろいろなことを見ることが出来る人も当然必要だろうし、そのためにやっぱり20とか25とかという数は、上の組織は要るだろうし、その下の地域の中でも、やっぱり自治会の人たちだけで固めるのではなくて、そういうふうな人が入ったような組織ができれば理想だなとは思っています。

○関イチロー副委員長 先ほど委員長おっしゃられたように、地域自治、住民自治ということに関して随分皆さん方がまとまった状態で、それから前向きに、さらには大体ある幅の中で御提案いただいて

いるのではないかと考えております。

そうした中で、さっき齋藤委員もおっしゃられたのですが、もしできましたら本部長に、おおよそ今の話の中でどういう格好のイメージを皆さんが膨らませているのか。場合によっては、当局としては法に基づいた組織をつくりたいと。

それで、法から離れてしまうと行政としては、手を差し伸べられませんかというところはあると思うのですが、ただ、皆さん方のお話聞いていますと、どうしても市民、住民の方たち、その力というのでしょうか、地域力、住民力みたいなものを何とか喚起できる、活性化できる方法がないのかという思いも感じたわけで、そうしたときに、それはお好きなように任意でやってくださいという組織だと、どうしても行政との距離ができてしまう可能性がある、そんなような思いが先ほどからの発言にあったのではないかと考えております。

そういう意味では、当局としてはこんなふうを考えているという部分があるのであれば、それをお示しいただくと、今皆さん方の御意見の中でのところをしんしゃくしていただいて、皆さんがおっしゃっているのはこんな組織ですかねというようなものが次回出てくれば、それを共通の部分として、ここのところは違う意見だということであればもっと深い議論になってくるのではないかと考えておりますけれども、もしできればそれをお願いしたいと思います。

○区再編推進事業本部長 先ほど、齋藤委員からも資料要求のお話を頂きましたが、そういった資料と併せてですね、協議会のイメージというものをお示ししていきたいと考えています。

○高林修委員長 本部長、次回30日開催なのですが、事前に、いつ頃までにいただけますか。常々私、スピーディーに丁寧と言っていますのでね。

○鈴木副市長 ちょっとすみません。事務局と相談させてください。

○高林修委員長 分かりました。相談してください。お願いします。

それでは、もう一回整理しますが、1層目は区の協議会もしくは202条の地域協議会で、2層目は、ここは言葉を統一しますが、単なる附属機関の地域委員会ということでちょっとまとめてさせていただきたいと思っております。それで各党派、組織の構成、仕組み、委員数、それから選出母体について検討してきていただきたいと思います。

この後、①の地域拠点について、ちょっと時間も過ぎましたが若干入り込みますが、いずれにしても9月、10月の住民の皆さんへの説明会のときに、なるほどなと思っただけのような案にまとめていきたいなと思っておりますので、ぜひとも各党派で検討していただいた結論に対して、それなりの理由づけはしてきていただきたいと思います。

それでは、この③地域自治に関しては、きちっと認定されたわけではありませんので、先ほど申し上げた検討をしてきていただくということで、次回以降の協議といたしますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、4時10分まで休憩といたします。

16:03

[休 憩 (16:03~16:10)]

16:10

○高林修委員長 それでは、4時10分になりましたので再開をいたします。よろしくお願いします。

○高林修委員長 次に協議する項目については、先ほどの資料1の一覧表の順番どおりに進めていきたいと考えています。飛び越えて地域自治に入りましたけれども、これよりは、①地域拠点とあります

ので、この項目に対して御意見のある方の御発言を願いますが、資料でいいますと、結局たくさんあるのですね。別紙2と3と4と、あとこの地図ですよね、7。それから8がこれからの協議の参考になる資料だとは思いますが。

あまり前後したくないので、皆様お持ちだと思いますが、前回の当局の区再編における住民サービス、住民自治の基本的な考え方についてというものがあまして、一番最初に区役所、現行区が他区、他地域と複合される案の場合、各区及び地域のうち最も人口が多い区の区役所、それから、行政センターについては再編により区役所とならないところ等、それから、行政センターの業務については全ての行政センターで統一のサービスを提供という表記があるのですが、まずこの(1)区役所のことに関して特化して質疑を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。地図で見て、配置が出ていますので、それを御覧いただきながらでも結構です。次回の委員会に向けて参考になるような御質疑、御意見をよろしくお願ひします。

○太田康隆委員 まず、区役所の位置の前提条件ですけれども、併合される場合には各地域のうちの最も人口の多い区の区役所となっているのですけれども、これは決して正解ではないと。つまり、7区の区役所の位置を決定するときのことも思い出していただきたいのですが、とにかく市の所有地だったですよね。交通の利便性であるとか、そういったことはあまり考慮されずに設置した地域もあると思います。

ですから、やはり総合的に交通結節のことであるとか利用度のことであるとか、あるいは調整区域のど真ん中に区役所があって果たして本当に便利かということもありますので、そういうことも含めて総合的にぜひ判断していただきたいと。この区役所の位置については、まずそういうふうにお願ひしておきます。

それから、先ほど頂いた資料の別紙6の防災のところですけれども、別紙3の現状の区役所への職員の張りつき方、ぶら下がり方と比較すると一目瞭然ですが、例えば浜北区で言わせていただきますと、現行職員140名となっています。実際には協働センターとか、直轄事業も入っていますよね。別紙6で再編後の防災組織を見ると、浜北区役所がなくなったときに行政センターになります。それで、行政センターの設置の仕方というのは、ほぼ取扱い業務が同じということになってくると、別紙3の再編後の浜北区の行政センターの職員の張りつき方を見ますと、仮に例えば再編案6で見えていきますと55人ですよね。これ、直轄分も入れてですよね。

140人ぐらいいるところであれば区の災害対策本部を設置してマンパワーを発揮できるのですけれども、10万人のところを55人になって、どう対応していくかというところに非常に不安があります。これは指摘しておきます。

それから、もう一つ、ぜひ分かっていたいただきたいのが、旧浜松が昭和60年から旧町村のいわゆる公民館、協働センターに市民サービスセンターを設置して充実してきました。元城まで来なくても、出先でもって103業務が受けられるようにしてきた。画期的なことだと思います。

それで、今この103業務が行われているのは旧浜松の第2種協働センター含めて、協働センターとしては市内で25か所。それから、合併後の引佐とか三ヶ日とか旧町村です。第1種協働センターが7か所。それから、もともとある市民サービスセンター、北部市民サービスセンターであるとか可美市民サービスセンターであるとか、これが7か所。それから、天竜のふれあいセンターが7か所あります。これらを含めて46か所で103業務をやっています。国保の加入、離脱であるとか介護保険の対応であるとかやっているのですが、浜北区にはこの103業務をやっている協働センターは2か所しかありません、

人口10万で。ちなみに、西区では6か所プラス区役所、東区では5か所プラス区役所というふうな状況です。

何でこういうことになっているかという、できるだけ浜北区役所で市民サービスを受けていただく。それで、遠隔地の距離的、物理的な問題のある中瀬というところと亀玉というところについては、市民サービスセンターの窓口を置きますよと、証明書も発行しますよということで、ここは結果的に103業務を提供していますけれど、残りのいわゆる旧公民館、浜名公民館であるとか北浜南部公民館では17業務なのですね。税務の証明書ぐらしか発行してない。それで不便かという、まあ慣れてしまっているのですよね。市役所に行けばいいと、区役所に行けばいいと。

この区役所がなくなりますと、浜北区だけが行政センターになってしまうことで市民サービスの非常に不均一が発生してしまうということです。これ、御存じでしたか。

○区再編推進事業本部長 103業務を提供している、いわゆるサービスセンターや第2種協働センターが、今太田委員に御指摘を受けた状況であるというところは承知しております。

○高林修委員長 太田委員、先ほどの55人の話ですが、さらっと55人になっていますということだったので確認ですが、140人が55人になってしまっているというふうには聞こえるのですが、その件については本部長、正しいでしょうか。

○区再編推進事業本部長 例えば別紙3で浜北区役所、現行、1番でいうと140人というところが、例えば2番の再編後で、再編案のナンバー2でいうところは、A区の行政センターとして、東区から浜北区まで複数箇所、行政センターに切り替わるわけですがけれども、その浜北区というところが、今の浜北区役所が行政センターになるという想定で55人というふうにお示しをしているので、140人が55人になるということでございます。

○高林修委員長 分かりました。確認しました。

○太田康隆委員 続けます。

で、103業務をやっているいわゆる協働センターは、浜北には2か所しかない。しかも、浜松の場合は本当に地域で分散型の市民サービスが展開されてきたというのがよく分かるのですけれども、各協働センターにはほぼ体育館も附設されています。浜北はそういう整備の仕方はしてこなかったものだから。

それで、新市建設計画で、実は中学校区に1つ公民館をという計画の中でまだ未整備地域があって、北浜北部公民館というのが新市計画に盛り込まれていました。ところが、この新市計画の搭載事業を見ていただくと分かるように、これは着工されずにきています。

私は、市民の皆さんが区役所を利用したりしてサービスを、行政側からすると効率よく、いっぱい出先機関をつくるのではなくて、サービスを受けてくれ、それで満足していただける分であれば、この新市建設計画でできなかった北部公民館というのはこのままでもいいかと思うのですが、区役所がなくなると明らかにサービスの不均一というのが浜北区には発生しますので、当然そういったものもしっかりと旧浜松の他地区と同じように、人口10万で2つの協働センターしかないというこの不均一なサービスを正していかなければいけないと思います。

ですので、区役所機能を残すことが効率いいのかという話になるわけですがけれども、ぜひそれは、そういう実態があるということは理解していただきたいということであえて話をしました。

○高林修委員長 特にコメントは求めないですか。

○太田康隆委員 ええ。分かっていたら、その実態は把握していますということであれば、そ

の新市建設計画の公民館建設もしていませんよということも含めて、実態を理解していただいているのであれば、今後の議論としてまた言わせていただきたいと思います。

○区再編推進事業本部長 新市建設計画は昨年度で満了を迎えております。そうした中で、御指摘のあった事業も含め、幾つかの事業は実施困難事業ということで整理をしているということ等々につきまして、承知をしております。

○太田康隆委員 はい、結構です。

○高林修委員長 ほかに地域拠点について。今は区役所、行政センターというふうにくくってしまいましたが、ほかの件でも結構ですので。

○加茂俊武委員 人口が多いところに区役所ということ、それも一理あると思いますが、面積とか公共交通とか、そういった部分の考慮というものはどのぐらい考えて今のこの区役所の位置を決めたか、その辺の当局の考え方だけ聞いておきます。

○区再編推進事業本部長 前回の特別委員会で、先ほど委員長からもありましたけれども区役所の位置ということで、当局がまず再編後のイメージをつくっていくに当たりまして、当然、各区役所をはじめとする各拠点施設、どこに具体的に位置するかというものはお示しをする必要があるということの中で、一つの切り口として、人口が最も多いところということでお示しをさせていただいたということでございます。

○加茂俊武委員 そうすると、人口だけを考慮して、面積などを考慮することはなかったということによろしいですね。

○区再編推進事業本部長 基本的には、一つの切り口としてまず人口という示し方をしましたけれども、あとは既存施設ということも当然踏まえてのことでございます。

○加茂俊武委員 考え方として聞いておきます。また深くなってしまうので。

○小野田康弘委員 第1種協働センターについて伺いたいのですが、北区にある三ヶ日、引佐と天竜の春野、距離的なものがある旧市町村の役場が第1種協働センターになっておりますが、その中でも、西区の舞阪も第1種協働センターになっております。

それで、今回の再編によって支所というふうな立場になっていますが、この舞阪の取扱いについては今後考えていく予定があるのか。例えば、西区役所が行政センターとなり、比較的近いところで舞阪が支所という立場で、人員を見ると5名というところで、また、防災で言うと地域本部という役割を持つことになっているのですが、そういう近いところでも今後再編していくのかどうか考え方をお示しいただきたいと思っております。

○高林修委員長 舞阪については、この考えに今後も変更はないかというふうな聞き方でもよろしいですか。

○小野田康弘委員 はい。

○区再編推進事業本部長 今回お示しをしているのは、現行の全ての第1種協働センターを支所に名称を変えて、機能は引き続きということの考え方でお示しをしたものでございます。

○小野田康弘委員 せっかくの機会ですので、そこら辺しっかり整理をしたほうが今後の効率や行政コストの削減にもなると思いますが、今後考えていく予定はあるかどうか教えてください。

○区再編推進事業本部長 市民サービスを低下させない、最低限維持していくというようなことを踏まえると、現行の拠点というのは集約をしていくという考え方は取らずに、先ほど言ったように1種協働センターであれば全ての1種協働センターを支所にしていくというようなことでの示し方ということ

でございます。

○小野田康弘委員 例えば、サービスセンターみたいな形式ということも考えられると思うものですから、何か5人足らずのところ支所というのも変かと。そこは考え次第だと思いますので、今後の協議の中でも少し話をしていきたいと思っています。

○市民部長 本部長がお答えしたとおり、基本的にはサービスを低下させないということの視点、これは今回の区再編の前提条件の一つということになっているかと認識しておりますので、簡単に施設の統廃合という話、例えば今の舞阪を第1種協働センター、支所からサービスセンターにするというお話になると、それは施設のランクというのでしょうか、落ちるというお話になりかねないところがあるので、基本的にそういう御提案は今のところまだしていないということになります。

市民サービスを低下させないというお話の前提からすると、拠点をなくしてしまうというお話は、簡単に言うとサービス低下を招きかねないということがありますので、その部分については今のところ考えはないということでお答えをしたと御理解いただければと思います。

○小野田康弘委員 ランクを落とす云々ではなくて、サービスを低下させないというのは現状、当たり前だと思っていますが、そこら辺、合併からのずっと流れがあるとは思いますが、区役所に近いというところで、本当に支所でいいのというところも今後考えていかないといけないと自分は思っていましたので、ちょっと意見として伺いました。

○稲葉大輔委員 市民サービスという観点での地域の在り方ということで、別紙3、あと地図と両方見ているのですが、6つのたたき台を比較していく上で、今までの説明も含めてですが、私としては、市民サービスはどれも変わらないという説明をしていただいていると認識をしています。ですが、例えば職員さん、これで唯一変わっているのが、職員のいわゆる削減の人数が違っていると、6つによっては違いますよと。あるいは、6つの案によって、それぞれ市民の皆さんが向かう先が若干変わる方がいらっしゃる。でも、ほとんどの場合は今の使っている区役所なり協働センターなりと使い勝手が変わるものではないという説明をしていただいていると認識していますが、それ以外に何かこの提案の中で、ここがこういう理由でというような行政側からの何かポイントというのがあれば教えていただきたいと思っています。

○区再編推進事業本部長 基本的な考え方は今稲葉委員御指摘のとおりでございますが、例えばそうした中であつてもということですが、土木整備事務所に関しては、別紙7の地図のほうを御覧いただきたいと思っています。

○稲葉大輔委員 土木は②でやると思うので、今①の拠点という、市民サービスの部分だけでいいと思います。

○高林修委員長 本部長、関連してお答えができるのであればお示ししてください。土木整備事務所の件は組織のところでやりたいので、いかがでしょうかね。

○区再編推進事業本部長 失礼いたしました。

市民サービスの切り口、観点ということであれば、稲葉委員御指摘のとおりでございます。

○稲葉大輔委員 ありがとうございます。

私も大きく問題はないと実は思っていますけれども、一つ言えるとすれば、先ほど協働センターと市民サービスセンターという、いわゆる地域差があるよということに対してどういう改善を図っていくのかということしていくと、今の資料では現状どおりということで、改善はしていく感じではないわけですよ。

つけ加えて言えば、①のほうに、判断項目に書いてないのですが、やはり窓口サービスのデジタル化ということを考えていく中で、協働センターでテレビ電話などを使って全ての問合せや相談ができるよという体制づくりというのは、もう極めて簡単で、予算もかからずにできるのではないかと考えていますので、そういった付加価値をつけながら、市民サービスがどの案になっても低下はしないし、デジタル化を使ってよくしていくよ、というような何か発信をしていただくとよいと思います。これは意見でいいです。

○松下正行委員 先ほどの区の再編があっても市民サービスは低下しないという話ですが、これはある意味当たり前で、落ちれば区の再編を何のためにやったかという話にもなりかねませんので、それは最低限死守しなければならないと思うのですが、要するに今までずっと言っていた区再編の組織改編というところで、若干でも市民サービスのプラスにならないと、区の再編やっても変わらないという話も出てくると思うので、例えば、現行の区役所が行政センターになって、内容は全く一緒ですよという説明の中で、協働センターでできるものをわざわざ区役所へ行っている。

だから、そのすみ分けを、今回例えば区役所がなくなって行政センターになったときに、行政センターでできること、それから協働センター、市民サービスセンターでできることをきちっと情報提供して、協働センターとか市民サービスセンターでできることをわざわざ区役所に行く必要があるのかというそこら辺の精査も、せつかく区の再編をやるので、区役所とか協働センターとか市民サービスセンターの位置によって当然市民、住民は近い、遠いというのが出てくるわけで、サービスを受ける内容によって、わざわざ遠くに行くということを何とか解消するというのもぜひ今回の区の再編の中で考えてもらう。

だから、役割の広報のやり方とか、先ほど稲葉委員が言ったような、ICTを使えば協働センターでもこんなことができるというところが出てこない。サービスは落ちないと、その一点張りでは区の再編をやる意味がそもそもどうかと言われかねないので、そこら辺の対応は何かできるのですかね。お聞きしたいなと思います。

○区再編推進事業本部長 協働センターでできるのにわざわざ区役所へ行っているというような分析、シミュレーションはおっしゃるとおり先期でもして、大体85%程度のものが区役所へ行かなくても実は協働センターでできたのではないかなというようにもございましたが、つまり周知していくとか、そういった御指摘だとは思いますが、これまでも広報はままつで特集を組んで、例えば「近くて便利、協働センター」というような特集記事で、協働センターでできることをお知らせしたりというようなこともしておりますが、市民の方の動線に関しては、やはり最終的には市民の方が行きたいところへ行かれるというようなこともあろうかと思えます。

○松下正行委員 そういった結果として、区役所へ来られている方も相当数いらっしゃると思っておりますので、本市としては引き続き協働センター（サービスセンター）の利便性というのはしっかりと周知していく必要があるかと思えます。

○高林修委員長 松下委員、周知の徹底と当局はおっしゃっているけれど、それで納得できますか。

ここの認定を判断する項目の中に業務とあって、（範囲・内容）となっておりますが、こども聞きたいところで、別紙の1で、これは業務をただ単に書いているだけなので、その範囲と内容の見直しとか拡充というのは、絶対今後議論していかななくてはいけないところだと思いますが、それがないと本当に区の再編をした意味がないと思っているので、そこら辺、当局、また考えていただきたいなと思っております。今日のところはそこにとどめておきますが。

○加茂俊武委員 例えば、生活保護、これ2番の福祉の内容ですが、生活保護の業務の提供範囲はどのようなのかとかね。行政センターではこの方々の生活保護を受け付けしますよとか、そういうのを決めるのか、どこへ行ってもサービスが受けられるのかとか、それによってこの位置はまた変わってくると思います。

今、生活保護は、区役所でしかできないのですが、支所でできるとなったら、多分三方原の方々とかは中区役所へ……、どうか分からないけれどね。その辺までやっていかないと、この位置とかはよく分からないですよ。

なので、ケースワーカーさんが、東区の方がたまたま天竜区へ来てちょっと生活保護の相談を受けた、では、それでずっと面倒見るのかとかね。その辺をやらないと、位置とかは、なかなか答えが出てこないと思うのですが、福祉とか土木と一緒にやらないと。

○高林修委員長 一応そういうことをお伝えいただければいいと思います、今日のところは。

○酒井豊実委員 別紙3と、それから別紙9というのはコンビニ交付サービスということで出ていますが、別紙3の現行の天竜区のところを見ると、コンビニがどこにあるかという区役所周辺に集中していて、龍山、水窪、佐久間、春野にはこのコンビニ交付サービスを受けるという設定は全くないし、また、今光ファイバーケーブルの敷設ということで、来年の2月までかけて契約をして進行中ですが、それも天竜区の中で90%を目標に敷設をするという状況ですから、そこにかからないというところも広範に出てくるという問題があります。

そういうことも含めて、改めて天竜区というのは塊としてしっかり市民サービスを置くべきだということも実感をして見っていますが、それぞれのほかの6つの区についても新たな思いを持って見えています。

質問としては、中区ですけれど、今度の再編の中では範囲を広範にして複合化し、肥大化していこうということになります。職員数について見ていきますと、現行よりもかなり増える。場合によってはその倍ぐらいに増える。それで、この本庁の中に同居している区役所の機能、職員の人数というのが一体どうなるのか。

膨れ上がって、現状でも居場所がないといいますか、職務に支障を来している状況があるわけですし、数か月前までは1階のフロアに市民が密集するという状況が表れているわけですが、本当にこの再編ナンバー2から3、6、7、10、11までありますが、この市役所の中に中区役所としてこれだけの職員を収容して機能できるのか、それについてのそれぞれの詰めというのはどういうところまでできるのか、非常に心配をしていますが、中区役所を独立させていこうではないかという中身も含んでいるのか、現状を伺いたい。

○区再編推進事業本部長 中区に人が多く集まって、収まり切れるのかというようなことかと思いますが、まずは、最終的には職員の異動配置を検討する際に、物理的にどこにデスクを置くかということが決まってくるかと思いますが、そこで中区にどのくらい人が来るかというふうになるかと思えます。

別紙3でお示しをしている中区の区役所というのは、行政センターや支所を含めての話ということでございます。で、土木整備事務所に関して言うと、今も本庁舎内にはないということになりますし、私どもの前提とすると、引き続き、土木整備事務所は本庁舎以外のところというような想定もしております。

そして、行政センターや支所の職員が集約されると、業務上集約はされるという中で、当初のデスクの位置は先ほど申し上げたように異動配置の中で最終的には決まってくるかと思えますので、状況に

よっては引き続き出先機関にデスクを置くというようなこともあろうかと思えます。

○酒井豊実委員 いずれにしても中区役所、現状を見ても、市役所との関係を見ても、スペース的にもう飽和状態というふうなことが見て取れますし、職員が休憩する場所もないという状況でありますので、この人数、職員配置そのものが相当無理があり過ぎると、できないだろうと、そんな感想を持ちました。

以上です。

○高林修委員長 この件に関しては、当局の肩を持つわけではありませんが、こういう数字の表れ方は仕方がないなと思っています。また酒井委員によく説明していただくか、理解してもらう場面をつくってください。

本日のところは終了したいと思います。よろしいですね。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、1の地域拠点については継続協議といたします。

確認になりますが、本日の(3)たたき台6案の比較検討についての協議は、認定項目の中の③地域自治についてはまた継続協議となりました。次回の協議に当たりましては、地域自治、それから地域拠点の項目について、できれば認定が図られるよう協議を進めていきたいとは思っています。

地域自治に関しては、2層、3層の各会派の検討結果を示していただきたいと思っております。

委員の皆様にはお願いですが、委員会での協議を円滑に進めるためといいますか、スピーディーに丁寧に進めるために、質問事項については、あらかじめ当局側へお伝えするなど事前調整を図っていきたいと思っています。事務局を通してということでお願いします。当局側への質問事項の内容については、意思疎通をしっかりと図っていただきますようお願いいたします。

それでは、次回以降の日程につきましては、8月までの間は月2回の開催を基本とし、お配りした日程表の日時で開催したいと思しますので、委員の皆様には御承知おきいただきますようお願いいたします。

2か月も先のことでありますので、何が起るか分かりませんので、多少の変更はあるかもしれませんが、月2回の開催を基本として、お配りした日程表の日時でできたら開催したいというふうに思っています。

それでは、長時間でしたが、以上で行政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

16:49